



「ありがとうの会」

閉園となる松崎、中川、岩科、三浦の各幼稚園で保護者や地域の方をお招きし、閉園イベントが開催されました。

町長施政方針

平成24年度の町政は、町民との連携、信頼に基づいた「平成の花とロマンのふる里づくり」へのきめ細やかな取り組みをしていきます。政府の予算編成方針の中でも述べられている「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも「何もしないことのリスク」の方が大きいという考え方を参考として、住民福祉の向上に努めるとともに、新たな時代に対応した町づくりを推進していきます。

町長施政方針(要旨)

3月6日(火)から開会された平成24年松崎町議会第1回定例会において、町長が新年度の施政方針について発表しましたので、その要旨をお知らせします。

平成24年松崎町議会第1回定例会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

松崎町の財政状況を見ますと、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による平成22年度決算の実質赤字比率等4種類の健全化判断比率については、いずれも健全化基準内でありました。

しかしながら、地方交付税をはじめとする依存財源比率が6割以上を占めることから、国の財政施策の影響を大きく受けることが懸念されます。

自主財源である町税についても減少傾向が続くなど、松崎町を取り巻く財政環境は、依然として厳しい局面が続いています。

そうした中で、平成24年度の町政は、町民との連携、信頼に基づいた「平成の花とロマンのふる里づくり」へのきめ細やかな取り組みをしていきます。

続きまして、主な施策について、第4次総合計画6本の基本目標に従って申しあげます。

活力ある産業づくりへの対応

近年の入込観光客の減少傾向は、松崎町だけの問題ではありませんが、地域経済への影響は深刻なものとなっております。

観光の振興につきましては、遊歩道、公衆トイレ、案内看板の施設整備を行うとともに、ジオパーク関連の案内看板整備を行います。

また、近年流行の兆しを見せているマラソンと登山の両者の要素を併せ持つ「トレイルランニング大会」の後援をしていきます。

この大会は、全国の愛好者



ハーブの試験栽培を行う耕作放棄地

に向けた情報発信に大いに寄与できるイベントとなることを期待しています。

農林漁業の振興につきましては、新規就農者、農業後継者対策として就農奨励助成や農機具等の整備費用の助成制度に加え、国が推奨する青年就農者への助成制度を新たに設けました。

また、耕作放棄地対策では、6次産業化への足がかりとしてハーブの試験栽培に取り組めます。

地域経済の担い手である商工業の振興につきましては、平成23年度に新設した住宅リフォーム助成制度の実績が良好のため継続し、町内建築関連業界の経済活性化を図っていきます。

また、東日本大震災の影響により、業績が振るわない中小企業に向けては、災害対策資金利子補給制度の活用を呼び掛けていきます。

安全で快適な居住環境づくりへの対応

消防・防災・町土の保全では、今後、国や県から発表される新たな被害想定に基づいた防災・減災対策を進めていかなければなりません。東日本大震災以降、急務である地震津波対策として、事業の緊急度を勘案し、町内4海岸への津波監視カメラの設置、孤立予想集落への衛星携帯電話の配備、庁舎自家用発電施設移設工事の設計等、防災対策の充実強化を図っていきます。



地震・津波避難訓練 (3/11)

また、近年のゲリラ豪雨による低地の浸水被害防止対策の一環として、引き続き、役場周辺の排水路改良工事を行い、平成25年度事業完了を目指していきます。

なお、平成23年度から那賀川水系河口周辺治水対策委員会において、津波対策の協議を重ねていますが、ソフト対策・ハード対策の両面について、意見集約を図っていききたいと考えています。

やさしさのある

健康と福祉づくりへの対応

地域福祉等の充実につきましては、障害者自立支援給付費や子ども手当等、国の制度による福祉対策に応じた所定の地方負担分の確保に努めました。

また、災害時要援護者対策の一環として、地域づくり訪問調査員を配置し、高齢者見守りや相談業務を行っていきます。

保健予防活動としては、子宮頸がんをはじめとする予防接種について、経済的な負担の心配をせずに接種を受けることができるよう、個人負担

なしの全額公費とすることを継続していきます。

こども医療費助成やインフルエンザ予防接種への一部助成範囲も変更することなく、町民の健康増進を推進してまいります。

また、国民健康保険特別会計への繰出金につきましては、平成23年度の保険税率改正に伴い、低所得者対策としての基盤安定制度分が増加傾向にありますので、特別会計の健全性を損なわないよう努めます。

交通・情報

ネットワークづくりへの対応

地震災害時の避難路でもある橋梁の整備につきましては、先に策定された長寿命化計画に基づき、南郷橋耐震補強補修工事に着手します。

同じく、道路につきましても、地元要望に対し、迅速に対応できるよう努め、利用者の安全確保・利便性の向上を図っていきます。

新港湾については、トイレが完成したことにより、多くの利用者が訪れるようになると思われまますので、引き続き

松崎町新港湾利用検討委員会において、駐車場無料開放を含めて地域振興に寄与できる利活用について協議してまいります。

未来に向けた

人づくりへの対応

学校教育の充実につきましては、少子化が加速する中、未来を担う子どもたちへの教育環境の充実という観点から、国際理解教育推進として、外国人による小・中学生への英語教育を実施します。また、松崎小学校に対して、特別支援教員の増員、さらには地域と学校の交流促進を図るため、学校支援地域本部事業に取り組むことにしました。



岩科幼稚園修了式 (3/16)

幼児教育では、何と云っても幼稚園統合問題が喫緊の課題でありますが、緊急避難措置としての2園体制が円滑に運営できるよう努めます。

また、学校就学前の子育て施設としての幼稚園、保育園については、国において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が検討されていますので、その動向を注視してまいります。

みんなが創る

まちづくりへの対応

私は常々「平成の花とロマンのふる里づくり」は、全町まるごとふるさと自然体験ができる町づくりを目指していきたいと考えています。

これにより交流人口の増と地域経済の活性化を図ることが可能であると信じています。そのためには、住民と行政の協働による町づくりが欠かせないのではないかと思います。

この町づくりの考え方は抽象的であり、効果も見えにくいというご指摘をいただいていますので、対外的にも町民の皆様に対しても分かりやす

い指針としての「旗」を掲げる意味から、景観・環境・文化が生みだす豊かな地域資源を守り、持続的な活用努力をしていることが加盟条件である「日本で最も美しい村連合」への加盟を目指した取り組みを開始することとし、2月23日に設立宣言をした「ふじのくに美しく品格のある品づくり」連合への加盟と併せて進めていきます。

これらは、いずれも行政と町民の皆様が連携した取り組みがなければ階段を上っていくことができません。

行政と町民の皆様が共に汗をかき、すがすがしい気持ちで語り合える場を作っていくことが私に与えられた使命であると肝に銘じて取り組んでいく所存です。

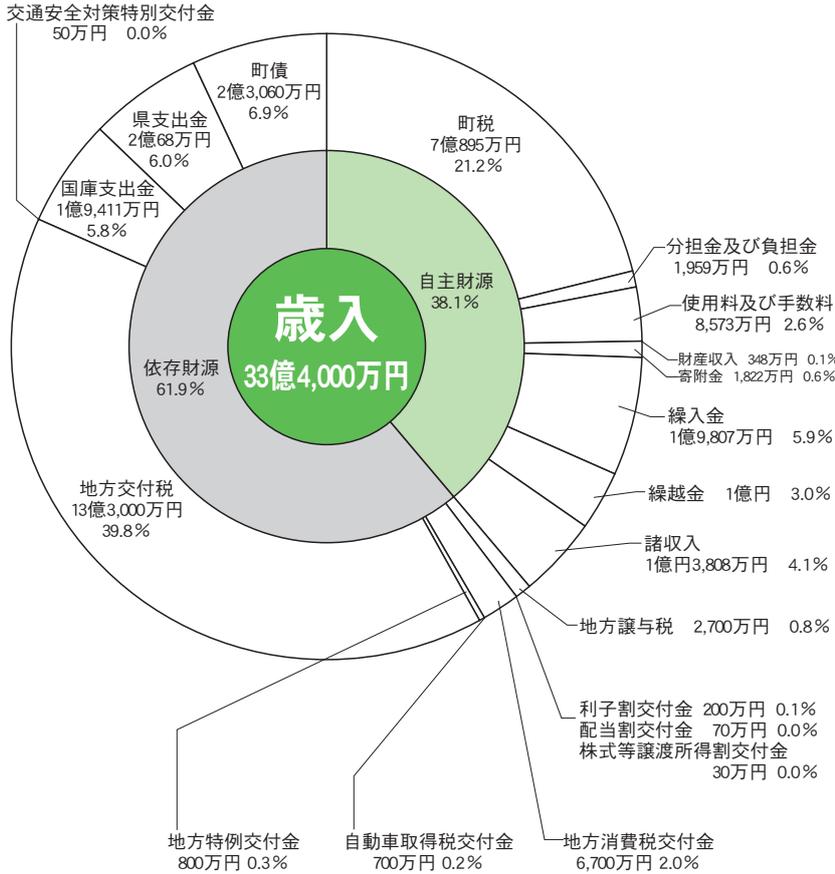
さて、これまで申しあげた施策を実施するに当たっては、効率的・効果的な事務事業の検討、あるいは優先順位の選択、さらには、財源の裏付けが必要となりますので、引き続き行財政の合理化、健全化に取り組んでまいります。

【問合せ】

総務課 (42) 3963

安心安全なまちづくり
 平成の花とロマンのふる里づくりを基本理念とした

平成24年度 一般会計当初予算



□□一般会計当初予算の概要

予算編成に当たっては、昨年引き続き、行財政運営の合理化に努めつつ、「安心安全なまちづくり」や「平成の花とロマンのふる里づくり」を基本理念とした各種施策の積極的な推進を図ることに努めました。

一般会計予算の総額は33億4,000万円の前年度比5,000万円減(1・5割減)となり、ほぼ前年度並みの規模となりました。

しかしながら、歳出において人件費などの義務的経費や物件費を減とした一方で、投資的経費を増とする堅実かつ積極型予算となりました。

【歳入】

町税約7億900万円(前年度比約2,000万円減)、国庫支出金約3億9,000万円(前年度比約2,000万円減)など軒並み前年度よりも減収となる厳しいものとなりました。

このため、不足する財源約1億4,000万円は財政調整基金を取り崩すこととしました。

財源比率は、自主財源38・

1割、依存財源61・9割となり、依然として地方交付税など国の施策による増減影響を受けやすい不安定な財政状況下にあります。

【歳出】

「安心安全なまちづくり」施策の特徴的なものは、町内4海岸への津波監視カメラの設置、孤立予想集落(7地区)への衛星携帯電話の配備、南郷橋の耐震補強補修工事などを行い、地震津波・防災対策に積極的に取り組むこととしました。

「平成の花とロマンのふる里づくり」施策としては、豊かな地域資源(景観・環境・文化)が加盟条件である「日本で最も美しい村連合」への加盟を目指した取り組みを開始することとし、これまでのグリーンツーリズム推進事業を中心とした各種施策の体系化を図ることとしました。

依然として厳しい財政状況が続いていますが、各事業の効果・優先度を検討し、無駄を省いた効率的な財政運営に努めます。

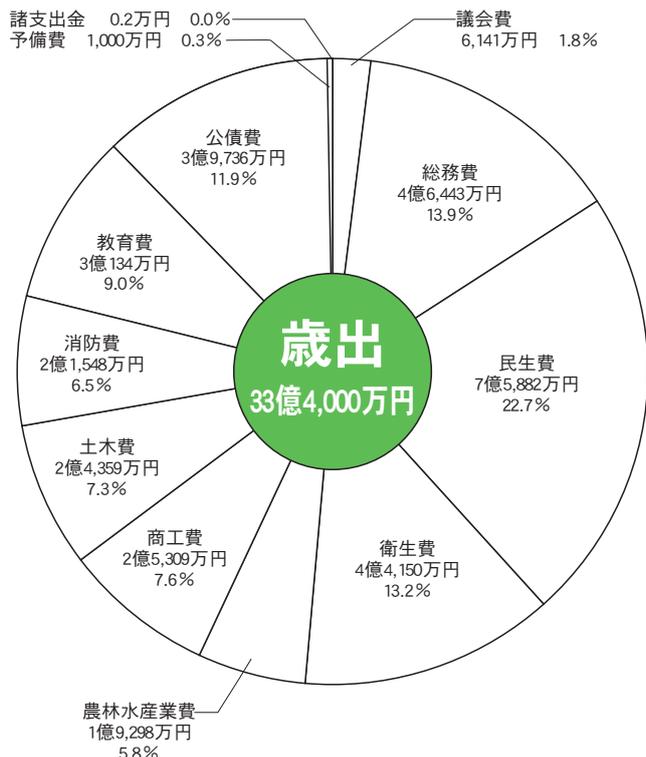
【問合せ】

総務課(42) 3963

平成24年度会計別予算額 総額 61億9,176万円

一般会計	33億4,000万円
水道事業会計	1億6,046万円
温泉事業会計	6,640万円
町営宿泊施設	
伊豆まつざき荘事業会計	3億2,540万円
国民健康保険特別会計	12億5,813万円
介護保険特別会計	8億7,921万円
後期高齢者医療特別会計	1億2,027万円
岩地集落排水事業特別会計	669万円
石部集落排水事業特別会計	526万円
雲見集落排水事業特別会計	2,993万円

※会計ごと表示単位未満を四捨五入したもので、その合計と総額は一致していません。



一般会計 主な新規事業等

活力ある産業づくり

(単位: 万円)

事業名	予算額	事業概要	担当課
ジオパーク案内板整備工事	950	ジオパーク案内板3基および解説板6基設置(室岩洞・弁天島・雲見)	企画観光課
青年就農給付金事業	450	45歳未満の新規就農者への支援	産業建設課
耕作放棄地解消事業	400	6次産業化を目的としたハーブの試験栽培他	産業建設課
伊豆トレイルランニング実行委員会補助	300	伊豆トレイルランニングレースに関する補助	企画観光課
マスコットキャラクター製作事業	250	マスコットキャラクターデザインを公募し、着ぐるみ等を製作	企画観光課

安全で快適な居住環境づくり

事業名	予算額	事業概要	担当課
津波監視カメラ整備工事	1,000	津波監視カメラ4基設置(松崎・岩地・石部・雲見海岸)	総務課
庁舎非常用発電設備設置事業	650	役場庁舎の非常用発電設備の更新(高機能化)および移設(高所設置) ※平成24年度は設計のみ実施	総務課
衛星携帯電話の配備	304	孤立予想集落(池代・小杉原・門野・八木山・岩地・石部・雲見)と役場への衛星携帯電話配備	総務課

やさしさのある健康と福祉づくり

事業名	予算額	事業概要	担当課
地域支え合い事業	150	高齢者の見まもりネットワーク地域づくり事業	健康福祉課

交通・情報ネットワークづくり

事業名	予算額	事業概要	担当課
南郷橋耐震補強補修工事	4,110	南郷橋耐震補強補修(設計・工事)	産業建設課

未来に向けた人づくり

事業名	予算額	事業概要	担当課
国際理解教育振興事業委託	504	A L T (外国語指導助手) の小・中学校への配置	教育委員会
学校支援地域本部事業	132	地域と学校の結びつきを強化する事業の実施	教育委員会

みんなが創るまちづくり

事業名	予算額	事業概要	担当課
シンポジウム・講座の開催	50	「日本で最も美しい村連合」加盟へ向け、シンポジウムや講座の開催	企画観光課

主な建設事業

事業名	予算額	事業概要	担当課
テニスコート改修工事	3,000	人工芝張替(3面)、フェンス取替	教育委員会

平成24年度

町民の方を対象とした

補助制度について

いずれの補助制度を利用する場合も、
事業着手前に申請が必要となります。

住宅に関する補助制度

住宅改修事業補助金

【補助対象】

次の要件にすべて該当する場合

- 町内に1年以上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方
 - 住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が町税等を滞納していない方
 - 建築基準法を順守した住宅
 - 町内施工業者が行う事業
 - 改修に要する費用が10万円以上の事業
 - 平成25年3月10日までに完了する工事
- ※この補助制度は、同一住居および同一人について1回限りとなります。

【補助金額】

工事費の20^割以内
(限度額20万円)

【対象とならない経費】

- 他の補助金等の交付を受ける事業（交付金額を超える工事費については対象）
- 電化製品の購入に伴う取り付けだけを行う事業など

【注意事項】

建築基準法などの申請が必要な場合は、別途行ってください。

【施工業者の方へ】

住宅改修事業を行うには、施工業者の登録が必要となります。補助金申請をスムーズに行うためにあらかじめ登録するようにお願いします。

【登録対象】

町内に本社または本店が登

録されている法人および町に納税申告をされている個人事業者の方

※改修工事を他の業者にすべて委託する場合は、対象業者になりません。

【登録申請に必要な書類】

- 法人登録全部事項証明書（個人事業主の方は住民票）
- 町税完納証明書

【問合せ】

企画観光課（42） 3964

住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

【補助対象システム】

- 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること
- 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値）が10キロワット未満であること

○現在お住まいの住宅（店舗

併用住宅を含む）または新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方

○住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が町税等を滞納していない方

【補助金額】

設置する太陽光発電システムの最大出力の値に5万円を乗じて得た額（限度額20万円、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て）

【問合せ】

生活環境課（42） 3969

【補助対象】

要支援者、要介護者

【上限額】

20万円（自己負担額 最高2万円）

【補助対象（改修）工事】

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え

○その他、右記の住宅改修に付帯して必要となる工事

【注意事項】

施設へ入所中または病院へ入院中の方は申請できません。

【問合せ】

健康福祉課（42） 3966

耐震補強に対する補助金

【補助対象】

昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた在来木造住宅

○わが家の専門家診断

町が無料で専門家（静岡県耐震診断補強相談士）を派遣し、耐震診断を行います。診断後に、住宅の耐震性を説明するとともに、一般的な相談にも対応します。申込みは、電話1本でできます。

○耐震補強計画の作成

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、どこをどのように補強するかを検討する補強計画の策定に対して補助金が受けられます。

○計画策定には、15万円から20万円程度の費用がかかりますが、町では、要した費用の2/3以内で、1棟あたり96,000円を上限に補助をします。

○耐震補強工事

補強計画に基づいた工事に、一般世帯は60万円、高齢者のみの世帯等では80万円を限度に補助をします。

【問合せ】
産業建設課（42） 3965

家庭内家具等固定推進
事業補助金

【補助対象】
地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方

○災害時要援護世帯

【補助金額】
対象経費の2/3以内
（限度額40,000円）

○一般世帯
対象経費の1/2以内
（限度額30,000円）

【問合せ】
総務課（42） 3963

合併処理浄化槽設備
整備事業補助金

【補助対象】

○一般住宅
※店舗や別荘は対象外
○既設の住宅用浄化槽または汲取式便所を合併処理浄化槽に切り換え設置する場合

（設置替え）

※設置替えのうち、新築や改築（建替え）を伴う場合は新設扱いとなります。

※いずれの場合も、町税等を滞納していない方

【補助金額】

区分	新設	設置替え
5人槽	332,000	414,000
7人槽	414,000	516,000
10人槽	548,000	684,000

【問合せ】

生活環境課（42） 3969

生垣づくり奨励補助金

【補助対象】

町内に土地を保有し、現に居住または営業している方

【補助金額等】

○新設の場合

経費の1/2（限度額3万円）

○ブロック塀を撤去する場合

延長1財（ブロック塀高80cm以上）につき2,000円
（限度額3万円）の上乗せ

【問合せ】

企画観光課（42） 3964

くらしに関する補助制度

住宅用火災警報器
設置補助金

【補助対象】

火災警報器設置時に65歳以上の高齢者のみの世帯（住民基本台帳の世帯員がすべて65歳以上の世帯）

【給付個数】

1世帯につき1個（電池式のもの）※限度額あり

【申請方法】

町内の事業所にて購入または設置を依頼し、申請書に領収書等ならびに通帳（キヤッシュカードでも可）の写しを添付の上、健康福祉課へ提出してください。

※消防署や役場は、住宅用火災警報器の販売をすることはありません。

【問合せ】
健康福祉課（42） 3966

ゴミ減量化対策補助金

○生ゴミ処理機購入補助金

生ゴミ処理機には、菌の力で生ゴミを分解する「分解消滅型」と乾燥させて分量を減らす「乾燥減量型」の2種類があります。どちらの処理物

でも畑や花壇の土壌改良材として利用できます。

【補助金額】

機器購入費の1/2

（限度額2万円）

【補助対象】

町内に住民登録がある方で、町内の事業所にて購入し、町内で機器を使用される方

○コンポスター

（生ゴミ処理容器）設置補助金
地中に住むバクテリアの働きで生ゴミを堆肥に変える容器です。

【設置者個人負担金】

1,580円（1基）

【問合せ】

生活環境課（42） 3969

医療に関する助成制度

こども医療費助成

【助成対象】

次の要件にすべて該当する場合
○中学3年生（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもの保護者

○子どもの住民票が松崎町にあること

○子どもが医療保険の対象者となつていないこと

【助成内容】

保険給付の対象となる医療

費の自己負担分

※保険適用外のもの、助成対象外となります。

※高額療養費等の支給がある場合、その金額を差し引いた分が助成対象となります。

※他の助成制度の対象となる方は、そちらを優先してください。

【問合せ】

健康福祉課（42） 3966

母子家庭等医療費助成

【助成対象】

松崎町にお住まいの所得税非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する方

○20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母とその児童

○20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父とその児童

○両親のいない20歳未満の児童

【助成内容】

保険給付の対象となる医療費の自己負担分

※児童の20歳の誕生日の前日の属する月の末日までとなります。

※入院時の食事療養費は、対象になりません。

【問合せ】

健康福祉課（42） 3966

重度障害者(児) 医療費助成

【助成対象】

- 身体障害者手帳1級および2級の方
- 療育手帳Aをお持ちの方
- 特別児童扶養手当1級に該当する20歳未満の方

【助成金額】

- 1 医療機関につき、1カ月5000円の自己負担額を差し引いた金額

【問合せ】

健康福祉課(42) 3966

肺炎球菌ワクチン 接種費助成

【助成対象】

- 松崎町に住所があり、次の要件にすべて該当する方
- 接種日において、満65歳以上の方
- 過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方、または、再接種で医師が必要と認めた期間(5年以上)を経過している方
- 脾臓摘出者・公害認定者ではない方
- 任意接種であることを認識し、接種を希望する方

【助成金額】

接種費用のうち、3,000円

※生活保護を受けている方は、接種費実費を助成

【問合せ】

健康福祉課(42) 3966

農業に関する助成制度

農業後継者対策奨励金

【助成対象】

- 次の要件にすべて該当する場合
- 松崎町内において農業に従事し、農業担い手を目指す意欲のある新規就農者および農業後継者
- 年間農業従事日数が200日以上を見込み、申請時に50歳以下で5年以上就農すること

【助成金額】

農業後継者対策奨励金一覧表

区分		奨励金の額
後継者	単身者	240,000円
	夫婦で従事	420,000円
新規参入者	単身者	480,000円
	夫婦で従事	840,000円

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

新規就農総合支援事業

青年就農給付金

【給付対象】

- 次の要件にすべて該当する方
- 45歳未満の独立、自営就農する方
- 就農後の所得(本給付金以外)が250万円未満の方
- 農家子弟の方でも親とは別の経営をする場合、親の経営から部門を独立させる場合、親元に就農してから5年以内に関から経営を継承する場合は、給付対象になりません。

【給付金額】

年間150万円(最長5年間)

- ※先進農家、法人等で研修を受ける場合、年間150万円を支給(最長2年間)農の雇用事業
- 【給付対象】** 農業法人等が、新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合の研修に要する経費

【給付金額】

最大年間120万円/人(最長2年間)

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

農地活用条件整備対策 事業助成金

【助成対象】

- 農業の担い手の確保、農作業の効率化および耕作放棄地の解消を目的に農業振興と農業生産性の向上に期待される事業

【助成金額】

農地活用条件整備対策事業助成金

助成の対象	助成率等
田のコンクリートあぜの設置または撤去	経費の1/2以内とし、30万円が限度額になります。
農業用機械器具の購入 ※新規就農者(50歳以下)に限る	
その他有効な事業で町長が認めたもの	

1 機械器具の購入対象は、耕作面積10㎡以上を使用するものであること。
2 過剰なる整備および機械器具の購入はできない。
3 同一申請者に対して、当該年度の助成金の交付は1回限りとする。

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

耕作放棄地緊急対策事業

【補助対象】

- 次の要件にすべて該当する方
- 耕作放棄地を賃貸借等して営農再開する耕作者
- 農業振興地域で再生後5年間以上耕作される方

【補助金額等】

荒れた農地を再生する作業経費(10万円以上が対象)に

対し、ほぼ耕作者の負担なしで再生作業ができます。

※自分の農地を再生する場合は、補助対象外です。

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

農畜産物等放射性物質 検査助成事業

【助成対象】

- 農畜産物の放射性物質を検査機関に委託する場合

【助成金額】

委託費用の1/2以内(限度額1万円)

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

有害鳥獣対策事業補助金

○狩猟免許取得

【補助対象】

新たに狩猟免許を取得する方

【補助金額】

狩猟免許試験手数料の全額

○有害鳥獣被害防止対策

【補助対象】

鳥獣被害防止のため、電気柵や防護柵等を設置する場合

【補助金額】

材料費の1/2以内(上限10万円)

【問合せ】

産業建設課(42) 3965

後期高齢者医療の

保険料改定について

平成24・25年度 後期高齢者医療保険料率の 改定について

後期高齢者医療の保険料率は、均等割と所得割によつて算定されます。

この保険料率は、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮し、2年に1度改定されます。

平成24・25年度は、次表のとおり改定されます。

区分	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	36,400円	37,900円 (1,500円上昇)
所得割率	7.11%	7.39% (0.28%上昇)
賦課限度額	50万円	55万円 (5万円上昇)

収入別の年間保険料額の例

新保険料率で計算される年間保険料額の決定通知書は、普通徴収の場合は、8月以降に、特別徴収の場合は、10月以降に随時送付します。

年金収入額（年額）	平成22・23年度	平成24・25年度
基礎年金受給者（80万円）	3,600円	3,700円
月額12.7万円程度の年金受給者（153万円）	5,400円	5,600円
平均的な厚生年金受給者（201万円）	46,100円	48,000円
月額26.6万円程度の年金受給者（320万円）	155,100円	161,300円

保険料の納付について

新たに後期高齢者医療制度に加入してから、6カ月間は、納付方法が普通徴収となります。口座振替の手続きをしていない場合は、送られてくる納付書を持って、お近くの金融機関（郵便局を除く）、または役場にて、納付してください。

国民健康保険税が口座振替になっていた方で、引き続き口座振替を希望する場合は、後期高齢者医療制度加入後、新たに手続きが必要となりますので、ご注意ください。

制度加入後6カ月が経過すると、年金額が年間18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の1/2を超えない場合、保険料の支払い方法が特別徴収に変更となります。

なお、特別徴収から口座振替に変更を希望する場合は、健康福祉課にて申請をお願いします。

用語の説明

普通徴収：納付書での窓口払い
または、口座振替
特別徴収：年金からの天引き

【問合せ】

健康福祉課（42）3966

高額な外来診療を

受ける皆様へ

4月1日から、「限度額適用認定証」などを提示すれば、医療機関での窓口支払いが一定の金額にとどめられます。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、その額をお支払いしていただいていたが、4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。（※限度額は、所得に応じて異なります。）

「限度額適用認定証」などを提示しない場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をしていたとき、後日、支払った窓口負担と限度額の差額が支給されます。

ご加入の健康保険組合などによって、手続きが異なりますので、詳しくは各保険者にお問合せください。

【問合せ】

健康福祉課（42）3966

高額な外来診療を受診される方	事前の手続き	病院・薬局などで
○70歳未満の方 ○70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。	「限度額適用認定証」を窓口に表示してください。
○70歳以上75歳未満の方で、非課税世帯等ではない方	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口に表示してください。
○75歳以上の方で、非課税世帯等ではない方	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください。

介護保険料が変わります

介護保険事業計画

介護保険料は、人口動向、

介護認定者、介護サービス利用者数および保険給付費等の状況等を分析して今後3年間の額を算定します。松崎町では、平成19年度に460人だった介護認定者も平成23年度末には518人になる見込みで、介護給付費についても大幅に増加しています。

今後の保険料について

第5期介護保険事業計画では、平成26年度に高齢化率が40%、要介護認定者が559人になると推定し、介護保険給付費も平成24年度から平成

26年度までの3年間で約26億3,000万円を見込んでいます。

これらの財源として国、県、町が5割を負担しますが、残りの5割を第1号被保険者（65歳以上の方）が2割、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が2割を保険料として負担することになります。

平成24年度以降の介護保険料基準額は、国からの調整交付金を充当しても月額4,800円となりました。しかしながら、高齢者を取り巻く厳しい環境等を考慮して、現在までの積立金を取り崩し、前回の10%増となる月額4,400円とすることにしました。また保険料については、所得状況等により下記の表のとおり調整がされています。

保険料の安定には

介護保険事業の96%は介護給付費で、要介護者が増加す

65歳以上の方の保険料

段階	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、または生活保護受給者の方	2,200円 (基準額×0.5)	26,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,200円 (基準額×0.5)	26,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	3,300円 (基準額×0.75)	39,600円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税の方	4,400円 (基準額)	52,800円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	5,500円 (基準額×1.25)	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	6,600円 (基準額×1.5)	79,200円

れば保険料にも影響します。町では特定健診、がん検診などを実施していますが、受診率が低い状態です。病気の発見が遅くなるほど医療費も高額になり、介護状態になる可能性も高くなります。保険料を増加させないためには、日頃から健康管理を十分に行い、最低でも年に一度は検診を受けることが重要です。

【問合せ】健康福祉課(42)3966

町の人事

《退職》3月31日付け

総務課長兼防災監

田口 聡

健康福祉課保険年金係兼健康対策室

山本文子

教育委員会事務局松崎幼稚園

服部 裕美

教育委員会事務局共同調理場

浅賀 節夫

教育委員会事務局松崎小学校

稲葉 つね子

教育委員会事務局共同調理場

伊藤 京子

教育委員会事務局共同調理場

松原 ゆう子

【問合せ】総務課(42)3963

松崎文芸

俳句

早過ぎる生命の終り隣組の

若き主婦逝く四十八才

話したのも忘れるしころ両の手に

溢るるほどの零余子の届く

山坂を越えていまありしかれども

老いを留める手だてのあらず

柿の実のうれて寄りくる鳥の中に

ことさら好きと聞くつぐみをさがす

いつしかに子らとの散歩もまれとなり

ひとり眺むる大潮の海

傘寿すぎで自然著握りにゆく夫の

笑顔をみせて行く先を告ぐ

なにゆゑに長生きしたいと自問をすれば

子らの行く末見たしと自答

坂倉のぶ

平馬文枝

中村宣子

山本しづ子

端山さち枝

平野もみ子

飯野ふさ

～まちのできごと～

2/21 相次ぐ悪質商法被害から町民を守るため 松崎警察署と連携に関する協定を締結



町と松崎警察署では、巧妙化、広域化する悪質商法や詐欺などの被害を防止するため、協定を締結しました。このことにより、一層の被害防止や犯罪摘発の強化を図ります。

3/17 第4回親子スポーツフェスティバル



あいにくの雨天となり会場を旧岩科小学校体育館に変更して、第4回親子スポーツフェスティバルが開催されました。参加者は、親子で競技を楽しむながら、家族の絆を深めました。

3/1～7 春の全国火災予防運動



春の全国火災予防運動に合わせ、松崎町消防団では、各地区の住民を対象にした消火栓取り扱い訓練や、防火広報パレードを行い、防火意識の高揚を図りました。

3/17 松本市安曇地区親善訪問団来町



松本市安曇地区より、親善訪問団が松崎町を訪れました。訪問団一行は、甘夏みかん狩りや、花畑見学、ジオサイトクルーズなどを通じ、松崎の春を満喫しました。

町内には、変化に富んだリアス式の風光明媚な山並み、清流、美しい自然環境、歴史ある文化、そして、四季折々の美しい風景があります。

町長室からこんにちは ⑳

連合加盟を通じて、景観や文化などの地域資源を再認識するとともに、自分たちが住む町に誇りと愛着を持つていただく契機になればと思います。美しい村づくりにより、他市町との差別化を図り、松崎町の誇れる資源を守り、後世へ引き継いでいきたいと考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

松崎町長

齋藤 文彦

「日本で最も美しい村」連合加盟へ向けて

私が町長就任時から推進している「平成の花とロマンのふる里づくり」の集大成として、今年度から「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指していきます。「日本で最も美しい村」連合とは、フランスの素晴らしい村を厳選し紹介する「フランスで最も美しい村」連合を参考に、失った二度と取り戻せない日本の農山村の景観・文化を守るため、発足されました。連合への加盟には、優れた景観を有し、そこに暮らす人々たちによって築かれた文化を継続的に保護、活用していることが必要となります。松崎町は、昭和53年から「花とロマンの里づくり」をシンボルテーマに、まちづくりを行ってきました。

私たちが住む町に誇りと愛着を持つていただく契機になればと思います。美しい村づくりにより、他市町との差別化を図り、松崎町の誇れる資源を守り、後世へ引き継いでいきたいと考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

海岸線から望む駿河湾と富士山の景観、石部の棚田の農村景観、なまこ壁や鏝絵の左官文化などの地域資源がたくさんあります。こうした皆さんの魅力を持った松崎町が、「日本で最も美しい村」という規定で測ったときに、町外の人に認めてもらえるものかを検証してみたいと思います。

町の人口と世帯

(平成24年 2月29日現在)
()内は前月比

総人口	7,799人	(-18人)
男	3,691人	(-4人)
女	4,108人	(-14人)
世帯数	3,104戸	(-3戸)
転入	3人	転出 11人
出生	2人	死亡 12人

町の交通事故

平成24年 2月発生分
()内は前年同月比

人身事故	1件	(-2)
物損事故	8件	(+1)
死者	0人	(±0)
傷者	2人	(-1)

おくやみ申し上げます(死亡)

地区	氏名	年齢	届出人
石部	高橋 てるし	88	巳佐 夫
櫻田	平野 ふみ	90	孝 行
船田	船津ふさえ	90	船津英雄
石部	山本つね子	89	茂 樹
那賀	鈴木まさ	97	勝 治
峰輪	細田安子	87	洋 治
中村	齊藤 静子	96	齊藤昌幸
宮内	関 喜代子	75	清 隆

(2月届出分)
戸籍だより



おめでとうございます(出生)

地区	名前	性別	保護者
峰輪	心 結	女	飯野 哲哉
中区	あお碧 美	女	村田 泰裕

※この欄に掲載を希望されない場合は、お申し出ください。

ストップ!悪質商法被害

あなたも賢い消費者に③

貴金属買い取り商法

最近、貴金属買い取り商法による被害が急増しています。

その手口は、電話で「不要な切手があれば買い取ります」、「宝石類を無料で鑑定してあげる」などと告げて家を訪問したり、あるいは突然家にやってきたりして、売るつもりがない貴金属までも取り上げて、不当に安い金額で「買い取る」という「押し買い」ともいえる強引な手口です。

このような事案では、相手方が貴金属の受け取り書面を発行しない、名刺も置いていかなないなど、後日、相手方を特定する資料が不足する場合もあるようです。

被害に遭わないためには、不用心にドアを開けない、貴金属などを容易に見せないといったことが重要です。

被害に遭った場合はすぐに現場等に相談するようにしてください。

(文と絵) 司法書士 山田 茂樹
【問合せ】企画観光課(42) 3964



姉妹都市通信

松本市安曇地区から

アースアート講座が行われました

行われました

安曇公民館では、平成21年度から安曇地区内の方を講師に招き、アースアート講座を行っています。

アースアートは、松かさやドングリなどの木の実や枝を使い、動物や季節のもの(クリスマスツリーやおひな様など)を作ります。

講師の方の作品は、安曇地区内の宿泊施設や飲食店にも置かれています。松本市役所安曇支所では、来庁された方々にご覧いただけるよう、住民課の受付カウンター周辺と山岳観光課の事務室内に置いてあります。

今年に入り、公民館ではアースアート講座を2回開催しました。1月には今年の干支である「辰」を、3月には、ひ

な祭りに合わせ、「おひな様」を作りました。

参加された皆様は、木の实をつける位置や切る形によって、イメージが違ってくるアースアートに悪戦苦闘しながらも、講師の方からアドバイスをもらい、個性のある作品を完成させることができました。(安曇公民館)



アースアート講座



講座で作ったおひな様